

恵庭市 子どもの居場所づくりプラン



平成24年9月
恵庭市

目 次

| | |
|-----------------------|----|
| 第1章 プランの策定にあたって | |
| 1 プランの背景 | 1 |
| 2 プランの期間 | 2 |
| 3 プランの対象 | 2 |
| 第2章 恵庭市の現状と課題 | |
| 1 人口 | 3 |
| 2 乳幼児 | 3 |
| ①子育て支援センター | 3 |
| ②保育園 | 4 |
| ③幼稚園 | 4 |
| ④認可外保育施設 | 5 |
| 3 小学生 | 5 |
| ①小学校 | 5 |
| ②児童館 | 5 |
| ③学童クラブ | 6 |
| ④放課後子ども教室 | 6 |
| ⑤コミュニティスクール・体験活動 | 6 |
| 4 中学生・高校生 | 7 |
| ①中学校・高校 | 7 |
| ②ふれあいルーム | 7 |
| 5 障がいのある子ども等 | 8 |
| 第3章 子どもの居場所づくりプラン | |
| 1 基本的な考え方 | 11 |
| 2 子どもの集う場所 | 12 |
| 3 整備方針 | 13 |
| 4 各居場所づくり | 14 |
| I. 乳幼児の居場所 | 14 |
| II. 小学生の居場所 | 16 |
| III. 中高生世代の居場所 | 19 |
| IV. 障がいのある子ども等の居場所 | 20 |
| 5 地域としての居場所と協力連携および周知 | 22 |
| ①地域としての居場所づくり | 22 |
| ②協力・連携について | 23 |
| ③周知について | 24 |
| 資料編 | 25 |

第1章 プランの策定にあたって

1 プランの背景

現在のわが国では、多発する子どもを巻きこむ事件、深刻化する未成年犯罪や地域の安全が問われるような事件が跡を絶ちません。

子どもが犠牲となる犯罪・凶悪事件が相次いで発生し社会問題化したことや、子どもを取り巻く家庭や地域の教育力の低下が指摘される中、文部科学大臣及び厚生労働大臣の両大臣が合意し、平成19年3月に子ども達の放課後に安全で安心な居場所づくりを総合的に推進する「放課後子どもプラン」が創設されました。また、平成22年1月には「子ども・子育てビジョン～子どもの笑顔があふれる社会のために」が閣議決定され、次代を担う子どもたちが健やかにたくましく育ち、子どもの笑顔があふれる社会のために、子どもと子育てを全力で応援することが示されました。

このような社会状況をうけ、恵庭市では、子育ての基本理念として「子育て・子育て・親育ち みんなで広げるえにわの輪」を掲げ、「恵庭市次世代育成支援行動計画（えにわっ子安心プラン）」を策定して、地域における子育ての支援、環境の整備等を進めています。

こうしたことから、「放課後子どもプラン」及び「えにわっ子安心プラン」にある関連施策や事業などについて、今後の恵庭市における子どもたちの居場所づくりの視点を体系化し、乳幼児期からの総合的な子どもの居場所づくりを推進することを目的として「恵庭市子どもの居場所づくりプラン」を策定します。

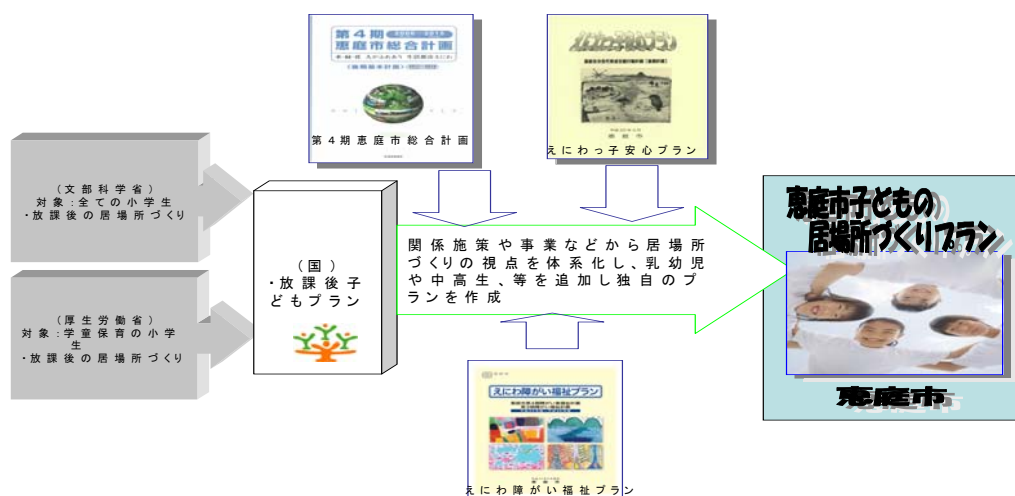


図1. 恵庭市子どもの居場所づくりプランの考え

2 プランの期間

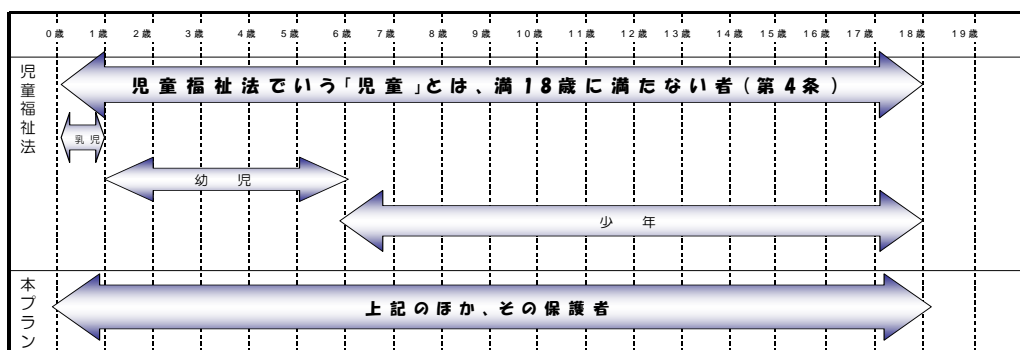
このプランの期間は、平成24年度から概ね10年間とします。また、平成28年度からの第5期恵庭市総合計画との整合性を図るため、平成27年度にこのプランの見直しを行うこととします。

| 年度 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | 32 | 33 | 34 | 35 | 36 | 37 | | |
|----------------|----|-------------------------|----|----|----|----|-------------------------|------|----|----|----|-------|----|----|----|----|-------|----|----|----|----|--|--|
| 第4期恵庭市総合計画 | | 前期5か年 | | | | | 後期5か年 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第5期恵庭市総合計画 | | | | | | | | | | | | 前期5か年 | | | | | 後期5か年 | | | | | | |
| 恵庭市次世代育成支援行動計画 | | 前期5か年計画 「えにわっこプラン21」 | | | | | 後期5か年計画 「えにわっこ安心プラン」 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 恵庭市保育計画 | | | | | | | | 保育計画 | | | | | | | | | | | | | | | |
| えにわ障がい福祉プラン | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 子どもの居場所づくりプラン | | | | | | | | | | | | 見直し | | | | | | | | | | | |

図2. 子どもの居場所づくりプランの計画年度

3 プランの対象

このプランでは、児童福祉法にある乳幼児から18歳までの『児童』及びその『保護者』を対象とします。



乳児：満1歳に満たない者
 幼児：満1歳から、小学校就学の始期に達するまでの者
 少年：小学校就学の始期から、満18歳に達するまでの者

図3. 子どもの居場所づくりプランの対象年齢

第2章 恵庭市の現状と課題

1 人口

人口は市制施行以降順調に増加していますが、15歳未満人口は平成4年をピークに減少をたどっており、平成23年4月（人口：68,980人）の15歳未満人口は9,824人、これは昭和45年国勢調査時（人口：34,449人）の15歳未満人口9,871人と近い状況です。国内全体においても15歳未満人口は：H12:18,472千人⇒H21:17,011千人となっており減少傾向となっています。

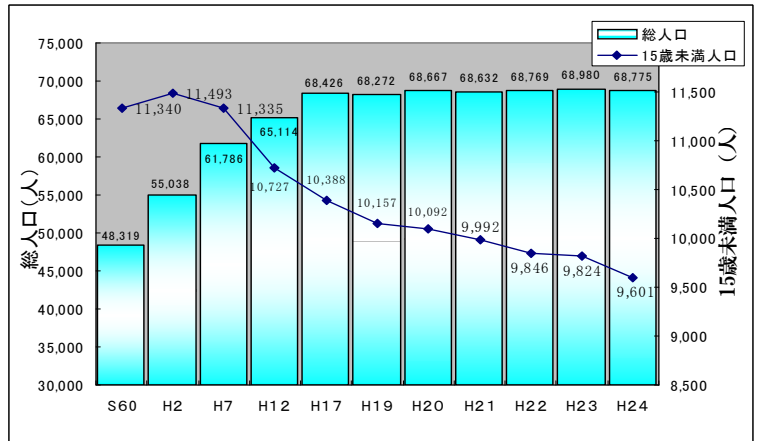


図4. 人口の推移 ※各年4月末日現在

2 乳幼児

総人口は増加していますが、5歳未満人口は平成19年以降、減少傾向となっています。

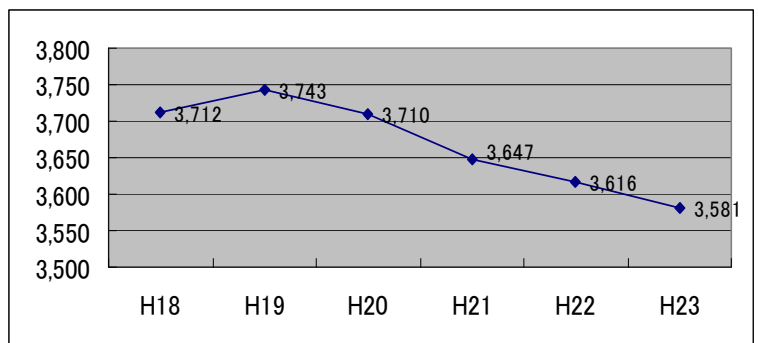


図5. 5歳未満人口（人）※各年4月末日現在

① 子育て支援センター

子育て支援センターは3箇所（はくよう・めぐみの・しままつ）あります。また、みんなのひろば事業をゲートボール場（福住町）にて実施しています。平成22年度以降4箇所を実施し、約30,000人を超える利用があります。今後の子育て支援センターの実施地区の検討を行い乳幼児と保護者が使いやすい子育て支援センターの設置が必要です。

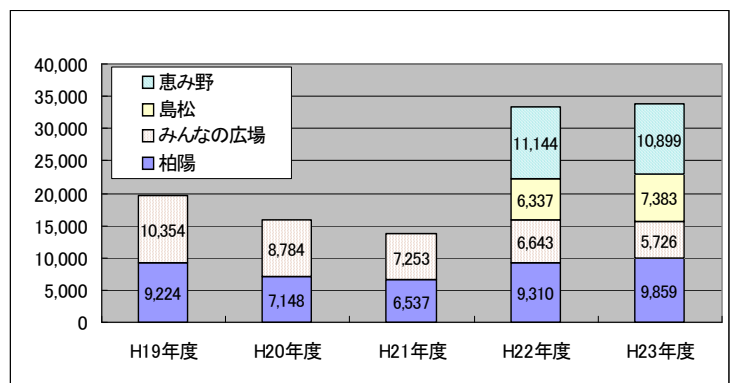


図6. 子育て支援センター利用者数（人）

② 保育園

認可保育所は平成24年4月に新たに認可取得した小規模保育所2園を加えて7園あります。そのうち市立保育園が4園、民間が3園です。

少子化が進む中で女性の就労意欲の高まりや育児休業制度の普及等を背景に子育てと仕事を両立する家庭が増加しており、保育に対するニーズは年々増加の傾向にあることからここ数年保育園の待機児童が生じており、その解消が課題となっています。

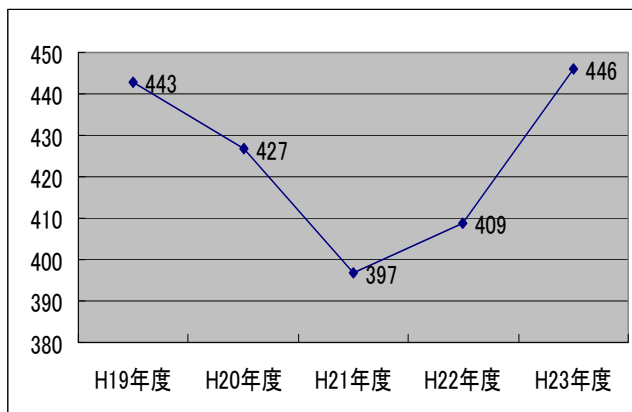


図7. 保育園入所人数(人) ※統計書より引用

③ 幼稚園

民間の幼稚園が4法人8園あります。各幼稚園では特色のある幼児教育を推進し、延長保育や一時保育などを行っている園もあります。

幼稚園の中には定員割れになっているところもあり、地域性や各園の特色等で入園先を決定している傾向が伺えます。幼稚園の存在が地域の子どもの居場所の1つとなっており、今後地域や保護者との連携協力による安定した居場所として活動すること、また、幼稚園と小学校の連携をよりスムーズに行うために行政が支援することが課題となっています。

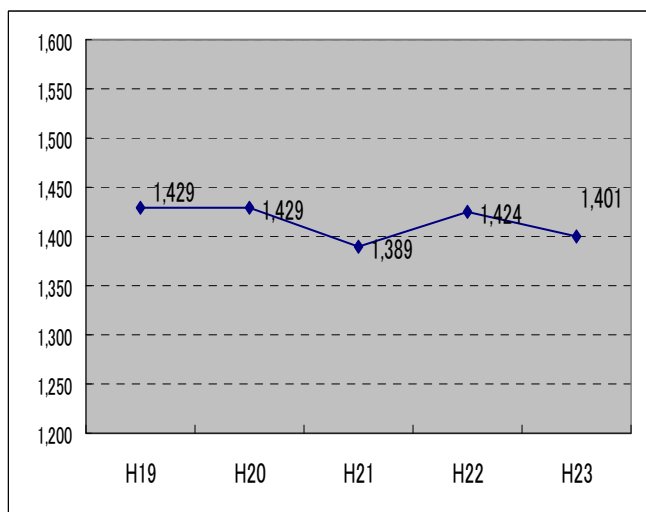


図8. 幼稚園児数(人) ※各年5月1日現在

④ 認可外保育施設

認可外保育施設は現在 3 園あり、そのうち保育所型認定こども園が 2 園です。また、病院などの事業所に併設されている保育所等が 7 箇所あり、事業所に勤める保護者が安心して仕事ができるよう設置されています。

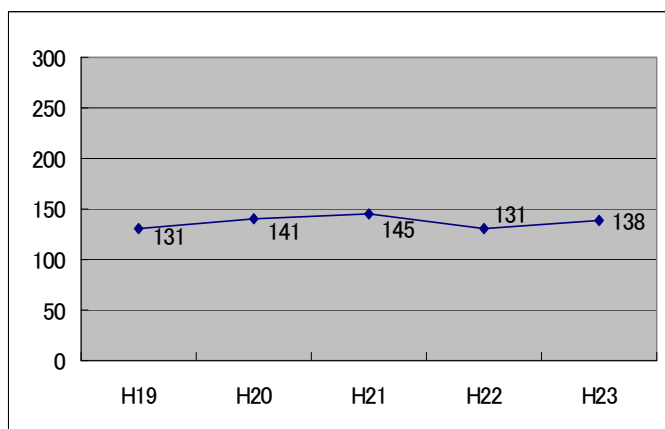


図 9. 認可外保育施設園児数 (人) ※事業所内施設を除く
※各年 5 月 1 日現在

3 小学生

① 小学校

公立小学校は 8 校設置されています。市内の小学生は昭和 58 年の 4,890 人をピークに減少傾向が進んでいますが、住宅地の開発などにより地域の偏りが見られます。平成 23 年度は 4,014 人となり児童数の減少が進んでいます。

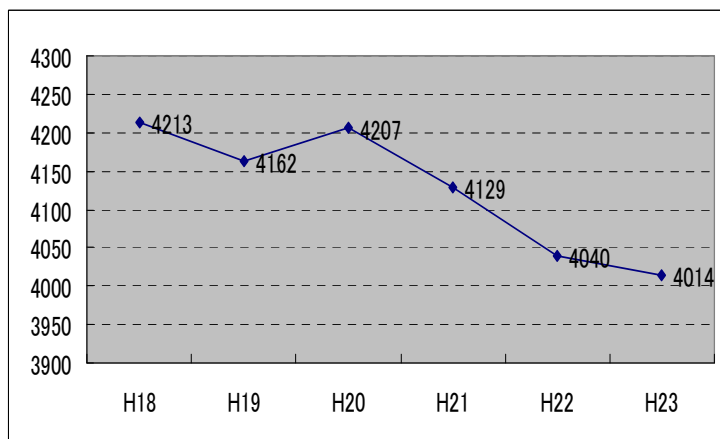


図 10. 小学校児童数(人) ※各年 5 月 1 日現在

② 児童館

市内唯一の児童館は、主に小中学生が利用している施設です。月曜日～土曜日までの 9 時～17 時（日曜、祝日、年末年始は休館）、児童の自由来館により読書や遊戯室での遊びを中心に活動しており、主に小中高生らの利用が増加しています。

また、建築後 45 年以上経過し、老朽化や狭隘化など施設の安全面の課題や、ボランティアの確保や中高生向けの事業実施など課題があります。また、市内 1 か所

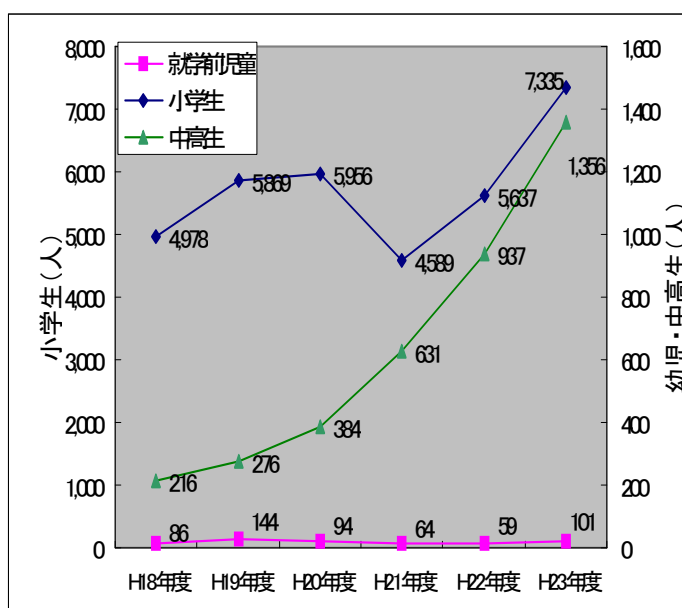


図 11. 児童館利用者数 (人)

ということから自宅から遠く通うことが難しい子ども達も多く、身近な地域で安全に過ごせる居場所の確保が必要です。

③ 学童クラブ

学童クラブは市内に13箇所設置しています。小学校1年～3年生（特別支援学級在籍児童は6年生）までの保護者が共働きなどの児童を月曜～金曜日の放課後～18時まで（長期休業時は8時30分～18時まで）受け入れを行っています。また、開所時間の延長や土曜日の開設のほかに受益者負担の導入などの課題があります。また、安全で安心な学童クラブ運営のため、指導員数の確保や環境整備の向上も課題となっています。

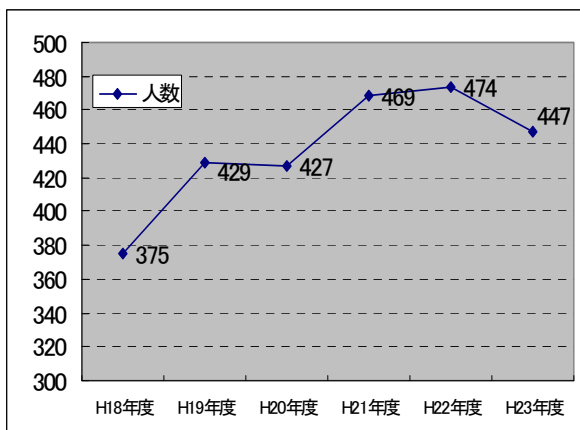


図 12. 学童クラブ在籍児童数（人） ※各年4月1日現在

④ 放課後子ども教室

放課後子ども教室は市内唯一の特認校である松恵小学校の児童を対象に、放課後～18時まで（長期休業時は8時～18時まで）実施し、スクールバスによる送迎するまでの時間帯や18時までの間、児童の遊びや勉強、一輪車などの放課後子ども活動を実施しています。

また、恵み野旭小学校では試行として平成23年7月より「旭っこ子ども教室」として週1回、学校内のスペースや図書室、体育館を活用して実施しています。

表. 子ども教室参加数(人)

| 参加数 | | 登録者数 | |
|-----|-----|------|----|
| 1年生 | 378 | H21 | 44 |
| 2年生 | 286 | H22 | 43 |
| 3年生 | 161 | H23 | 37 |
| 4年生 | 114 | H24 | 41 |
| 5年生 | 61 | | |
| 6年生 | 13 | | |

↑松恵子ども教室登録者数

↑23年度旭っこ子ども教室参加者数

⑤ コミュニティスクール・体験活動

児童を対象として各地区でコミュニティスクールや通学合宿などの事業を地域や町内会活動等が主体で展開しています。今後学校区を中心として家庭・学校・地域が連携し、異世代交流・地域交流の活性化を図る取り組みが課題となっています。

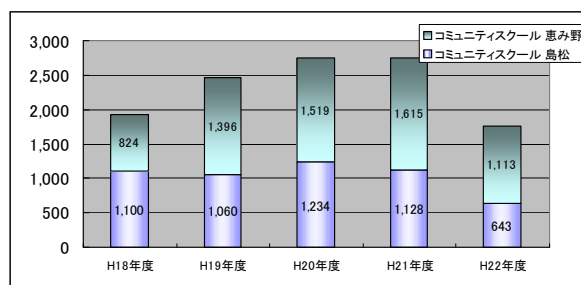


図 13. コミュニティスクール利用者（人）

4 中学生・高校生

① 中学校・高校

公立中学校は5校設置されています。それぞれの学校では、部活動などを中心に放課後の居場所としても機能しています。

また、高等学校は2校設置されており、そのうち恵庭南高校は定時制を併設しています。

市内以外の近郊からも通学しています。

中学生・高校生の居場所として、学校における部活動も居場所のひとつですが、部活動

以外の居場所が現在不足していることが課題となっています。児童館が大きな役割をもちますが市内に1箇所のみとなっております。今後、地域内に自己の活動や、悩み等の相談もできるような児童館的機能をもったものが必要となっていきます。

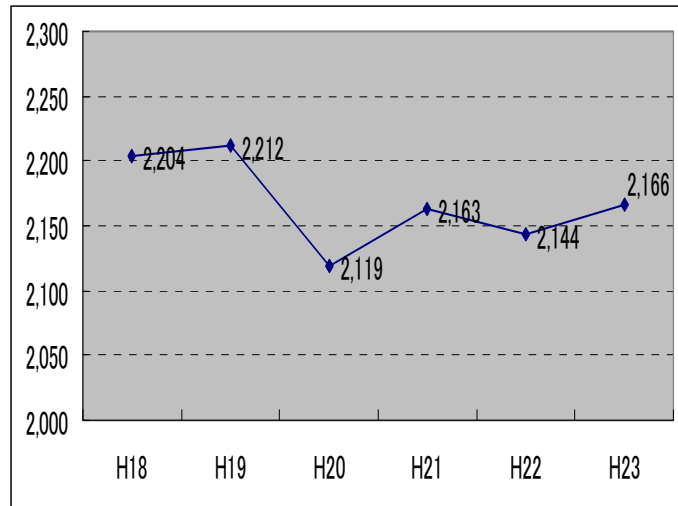


図 14. 中学校生徒数 (人)

② ふれあいルーム

何らかの理由により登校しない、あるいはしたくてもできない状況にあるため年間30日以上欠席する小中学生が増加傾向にあります。病気等により欠席する児童生徒を除いた不登校の子ども達を対象に平成11年度からふれあいルーム（適応指導教室）を開設しています。ふれあいルームでは通常の学習活動のほか野外炊事・農業体験、社会

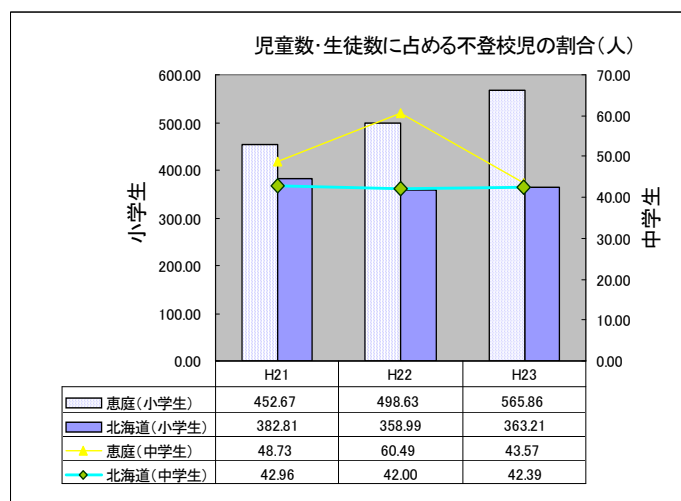


図 15. 不登校児童児の率 (人)

見学などを通じて集団活動を実施し、適応指導を行っています。

恵庭市の全中学生に占める不登校の割合（平成23年度）は約2.30%、約43名に1名は不登校であり、このような子どもたちの居場所も課題となっています。また、いじめや不登校など心の問題を抱える子ども達へ専門的な知識及び経験を有する者をスクールカウンセラーとして配置し、子ども達の個々の状況に応じた相談も引き続き必要となっています。

5 障がいのある子ども等

障がいや発達の違い等さまざまな状況におかれている子どもへのきめ細やかな取組が課題となっています。

現在市内には子ども発達支援センターが設置されており、乳幼児や児童の発達相談に取り組み、早期発見・早期療育を推進しています。

保育園では、各園で統合保育に取り組み、保育に欠ける障がいのある子どもの社会参加・自立の基盤となる「生きる力」を育成する事を目指しています。障がいのある子どもの受け入れのため必要に応じて保育士を加配して対応しています。

また、幼稚園等でも、障がいのある子どもの受け入れを行っており、状況に応じて幼稚園教諭の加配や障がいの程度に応じてのクラス編成などを行っています。

小中学校の特別支援学級は本来児童が生活する学区の学校に設置する事を基本としています。現在は知的障がいや情緒障がい等の学級が設置されています。

幼稚園や小学校に通学している児童の中には、トイレなどの施設の問題、通学手段、相談体制や周囲の理解の問題のほか、幼稚園の受入可能数の不足などの問題があげられます。

また、障がいのある子どもを子育てすることに対する保護者の

子育て疲れや、周囲との人間関係の悩み等さまざまな問題があります。この負

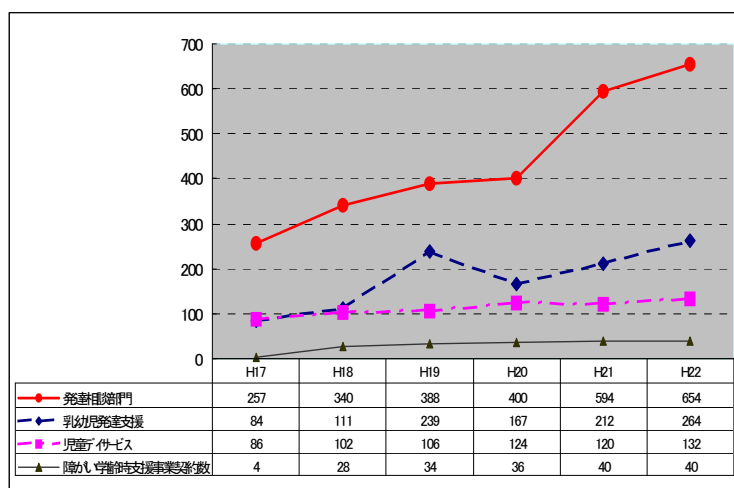


図 16. 子ども発達支援センター利用者（人）

担を解消する施策がまだ十分とはいえない状況でもあり、対象児童のみならず保護者の居場所も必要です。

障がいに対する周囲の理解など、相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会の普及の遅れから、障がいや障がいのある子どもに対しての理解を促進することが必要です。

さらに、子ども達を取り巻く現状として、児童虐待など社会的養護が必要な子どもへの対応、非行や引きこもりなど、悩める子ども達に対しての現状把握や対応がますます必要となっています。

また、それぞれの事業を円滑に行うために必要とされる事業間の調整や市民への周知など今後力を入れていく必要があります。

【参考資料】各地区におけるこどもの居場所の現状

| 地 区 | 恵庭 | 和光 | 柏 | 若草 | 恵み野 (恵み野小・ 恵み野旭小) | 島松 | 松恵 |
|-------------|--|---|---|--|---|---|--|
| 居 場 所 | <ul style="list-style-type: none"> ・児童館 ・みんなのひろば (ゲートボール場) ・恵庭学童クラブ (児童館) ・恵庭第2学童クラブ (商工会議所) | <ul style="list-style-type: none"> ・黄金ふれあいセンター ・和光学童クラブ (和光会館) ・和光第2学童クラブ (黄金ふれあいセンター) ・和光第3学童クラブ (消費者センター) | <ul style="list-style-type: none"> ・柏学童クラブ (大町会館) ・柏第2学童クラブ (大町憩の家) | <ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援センターはくよう ・若草学童クラブ (若草小学校) ・若草第2学童クラブ (若草小学校) | <ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援センターめぐみの ・旭っこ子ども教室 (恵み野旭小学校) ・恵み野学童クラブ (恵み野小学校) ・恵み野旭学童クラブ (恵み野旭小学校) ・コミュニティスクール (恵み野小学校) | <ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援センターしままつ ・島松学童クラブ (島松公民館) ・コミュニティスクール | <ul style="list-style-type: none"> ・松恵子ども教室 (東恵庭会館) ・松恵学童クラブ (東恵庭会館) |
| ふれあいルーム | ふれあいルーム | | | | | | |
| 子ども発達支援センター | 子ども発達支援センター | | | | | | |
| 保 育 園 | 市内7園(市立:4園、民間:3園) | | | | | | |
| 幼稚園・認可外 | 市内11園(幼稚園:8園、認可外保育施設:3園)※保育所型認定こども園含む | | | | | | |

第3章 子どもの居場所づくりプラン

1 基本的な考え方

全ての子ども達やその保護者が安全で安心して地域で過ごすことのできる居場所づくりを基本理念として推進します。

恵庭市子どもの居場所づくりプラン

●全ての子ども達の安全・安心な居場所づくり

子どもの集う場所を中心とした子どもの居場所づくり

地域等との協力連携と市民への周知

I. 乳幼児の居場所づくり
●乳幼児と保護者の居場所

II. 小学生の居場所づくり
●放課後全児童の居場所

III. 中高生世代の居場所づくり
●中高生等が集える居場所

IV. 障がいのある子ども等の居場所づくり
●障がいのある子ども等と保護者の居場所

- 地域との協力連携による居場所づくりの確保や支援
- 行政内部の連携
- 子どもや保護者が安心して過ごせる場所や事業の市民への周知

図 17. 子どもの居場所づくりプランの基本的な考え方

2 子どもの集う場所

「恵庭市総合計画」及び「えにわっ子安心プラン」の中での子どもの居場所の必要性や障がいのある子どもや保護者にも配慮し、現状の問題に対応するため、**子どもの集う場所**を設置していきます。

子どもの集う場所は、このプランの対象となる児童全てが対象（乳幼児は保護者同伴が原則）となります。そのうち、

- ・児童館のように自由に遊び過ごす場
- ・放課後子ども教室のように学びや体験、交流活動等の推進できる場

が提供できる身近な居場所を「**子どもひろば**」とします。

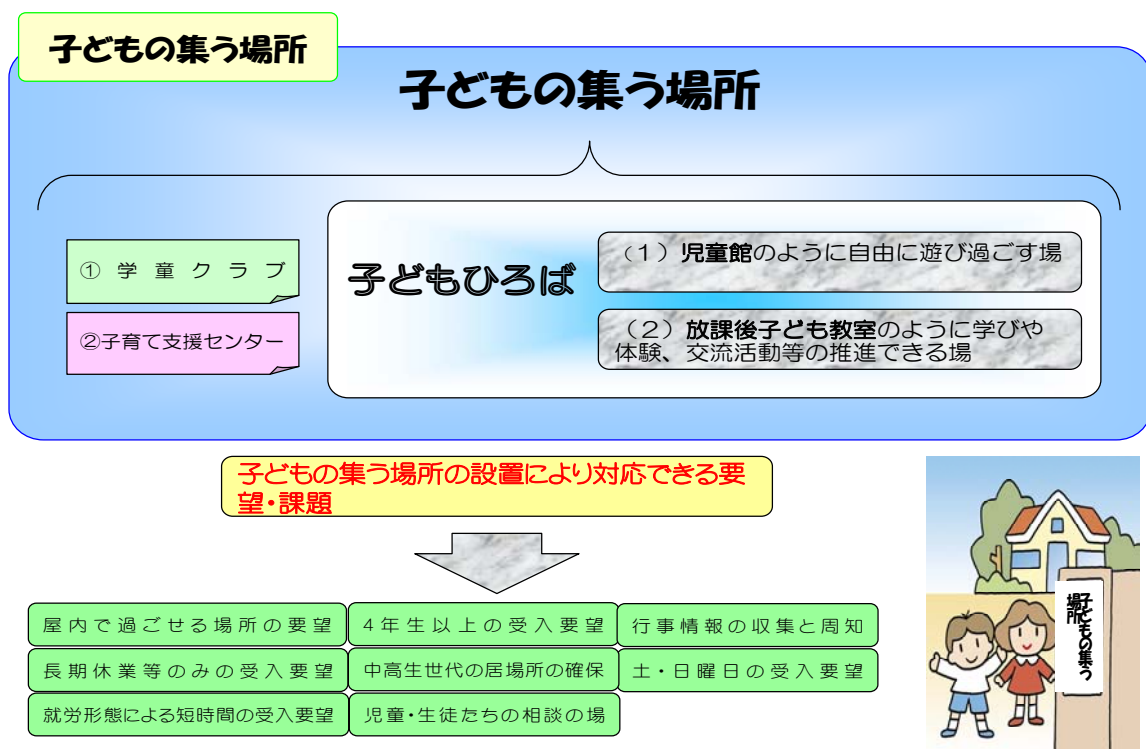


図 18. 子どもの集う場所の基本的な考え方

子どもの集う場所には指導員を配置し、遊びの指導や子ども達の相談も受ける等、子ども達にとって過ごしやすい居場所づくりを進めていきます。

3 整備方針

- 子どもの集う場所は、全ての地区にそれぞれ整備します。
- 学童クラブは、全地区に整備されていますが状況に応じて見直しします。
- 子どもひろばと子育て支援センターの未設置地区にあたっては、地域の状況を考慮し、市の既存施設の活用や、民間施設の借上げ、建替を行うなど様々な手法を用いて整備します。
- 整備期間はこのプランの期間である概ね10年間に実施することを目標とします。

4 各居場所づくり

I. 乳幼児の居場所

① 子育て支援センター

現在、3地区に子育て支援センターがあり、みんなのひろば事業においては各地区を巡回しているところですが、更なる充実を目指し、全地区に子育て支援の拡充を図ります。

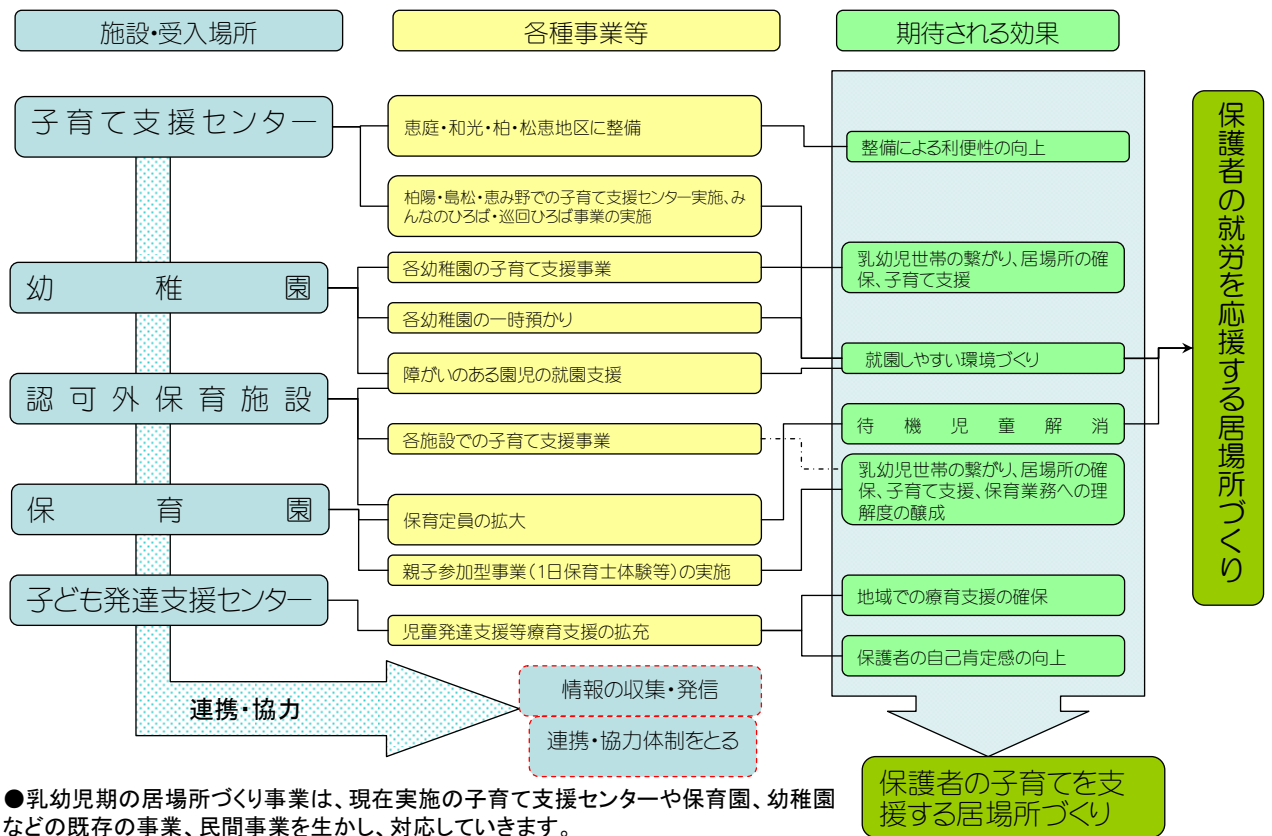


図 19. 乳幼児の居場所

② 保育園

保育園においては、待機児童の解消を図るため入所定員の見直しなどを図り保育環境の整備を進めます。また、地域交流活動や保育相談のほか一日保育士体験など子育て支援機能の強化を図ります。

③ 幼稚園

幼稚園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものです。また、特別の支援を必要とする子どもに対しても国の定めるところにより障がいによる学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うところでもあり、園児達にとってこれからの成長の足がかりとなることが重要視されています。

各園では、それぞれ特色を生かしながら子ども達への情操教育、子育て支援活動をおこなっており、今後、市と連携を図りながら子どもの居場所づくりを推進するとともに、障がいのある子どもの受け入れ拡大についても相互に支援・協力しながら取り組んでいきます。

【目標】

- ① 子育て支援センターの整備
- ② 保育園の待機児童解消
- ③ 幼稚園等での障がいのある子どもの受け入れ拡大
- ④ 一日体験保育など親子参加型事業の実施



Ⅱ. 小学生の居場所

小学生の居場所として下記の子どもの集う場所は、自由に遊ぶことができる子どもひろば、学童クラブ、地域を主軸としていきます。また、ふれあいルームのように設置目的のある施設なども子ども達にとって必要な居場所となります。



図 20. 小学生の居場所

① 子どもひろば

「子どもひろば」は、放課後や土曜日、日曜日、夏休みなどの長期休業日に子ども達が自由に訪れて友達同士の交流や異学年交流をしながら過ごす居場所です。

この「子どもひろば」には、子ども達の安全管理や遊びを指導する指導員を配置し、子ども達が安全で楽しく過ごせるよう、また、子ども達の悩みや相談を受けていきます。

子ども達の遊びや過ごし方は、ボール遊びなどの軽スポーツや、トランプや読書、オセロなどのボードゲームなど文化的活動ができるような遊具を配置します。

また、運営にあたっては、地域の方々や大学生などのボランティアとともに

推進します。

この子どもひろばを実施する事により、現在児童館が無い地区の子どもの居場所、4年生以上の保育に欠ける児童等の居場所や学童クラブを実施していない日の子ども達の居場所の確保などの問題の解決につながります。

【目標】

- ①市内全域に子どもひろばの設置
- ②大学・専門学校、地域と連携した運営

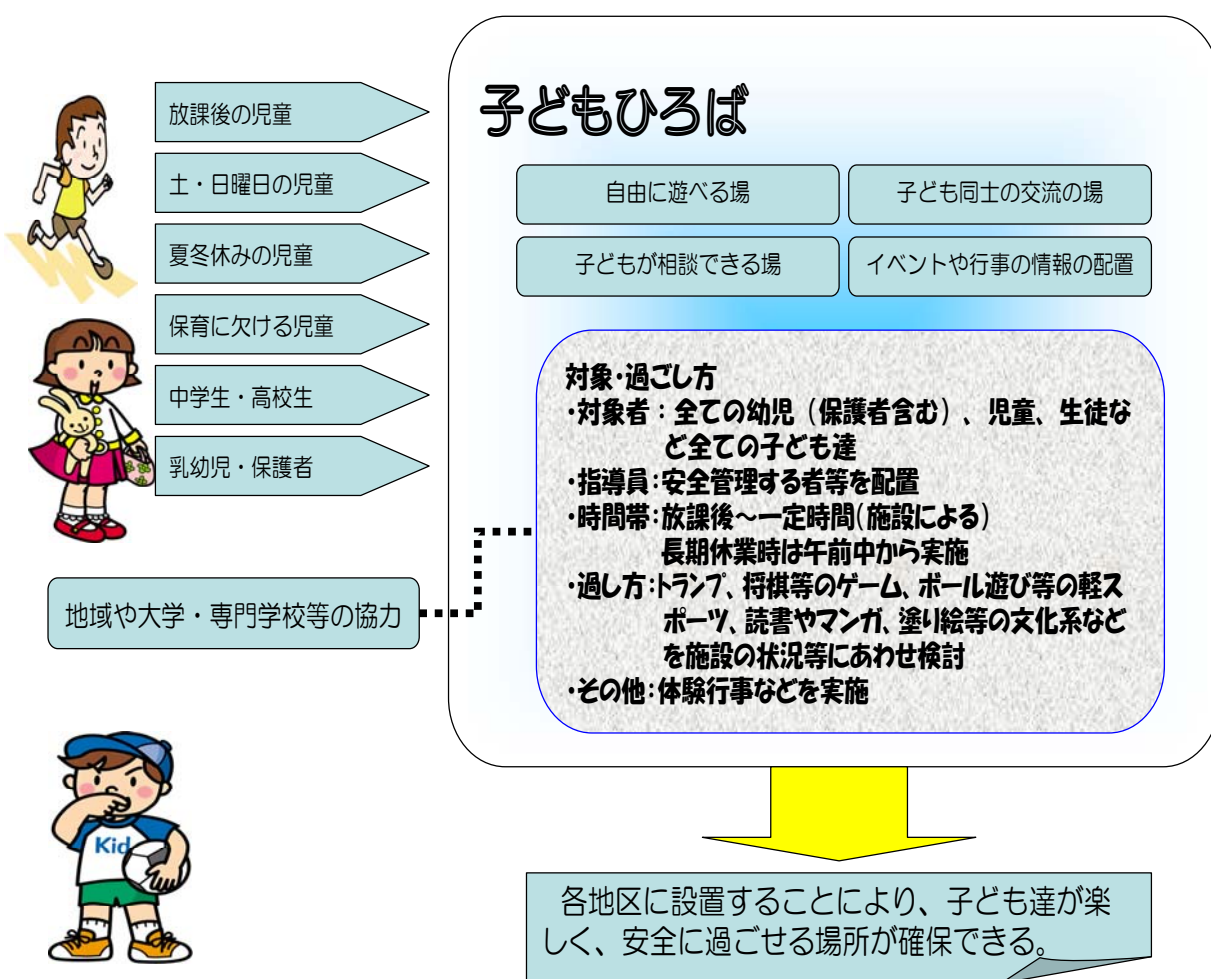


図 21. 子どもひろばのイメージ

② 学童クラブ

子どもの集う場所の機能として学童クラブの環境を整備します。特に厚生労働省では、放課後児童クラブにおける集団の規模については、概ね 40 人程度までとすることが望ましい、とされていることから施設の面積等により定員を判断し児童を受け入れるために最適な環境の整備を進めます。

また、18 時までとなっている受け入れ時間の延長などニーズを調査した上で検討を行います。

【目標】

- ① 年間を通しての待機児童解消
- ② 受け入れ施設の環境整備
- ③ 開設時間などニーズの調査と検討

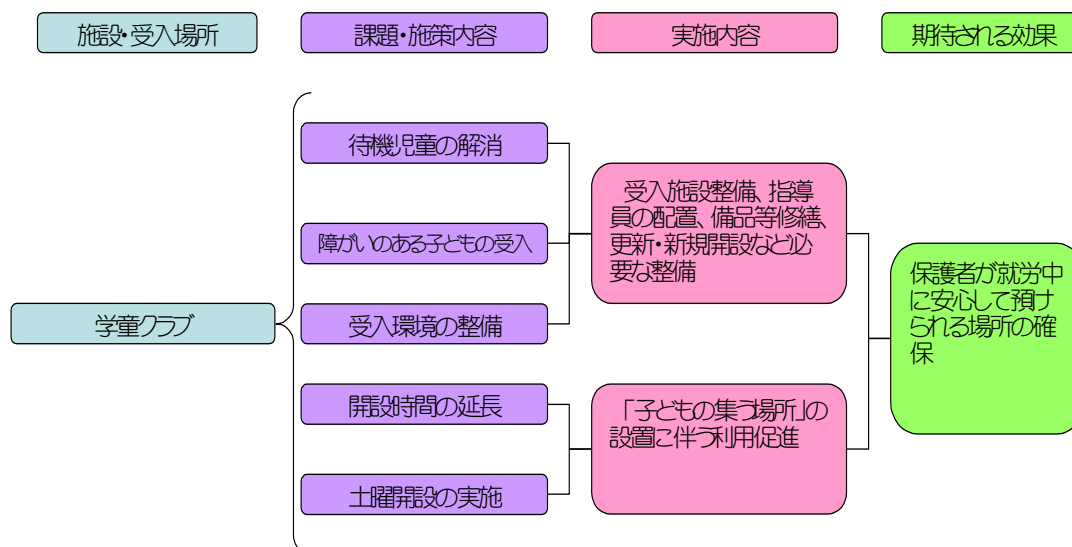


図 22. 学童クラブ実施による居場所



Ⅲ. 中高生世代の居場所

① 子どもひろば

中高生世代の居場所として、子どもが集う場所である子どもひろばを整備していきます。また、行動が多様化する中高生世代を地域のさまざまな目で見守るとともに、地域などと行政が連携を図り、子どもひろばが中高生世代の活動の場として利用されるよう整備をしていきます。

学校での部活動の選択肢が減少しているといわれる今日、市外などでは複数校で1つのチームを作って大会に参加した、という事例もあります。学校のみではなく地域ぐるみで指導等を支援する体制や学校外での活動を支援する体制が必要です。

② ふれあいルーム

小中学生が対象となるふれあいルームも不登校児童に対する居場所として学校通学できるまでの間サポートを行っていきます。

【目標】

- ①小学生の手本として中高生世代の「認めてもらえる」居場所づくり
- ②相談できる指導員がいる子どもの集う場所の提供
- ③中高生世代が地域で活動できるためのサポート、指導者の発掘、支援
- ④ふれあいルームを活用しての不登校児の対応

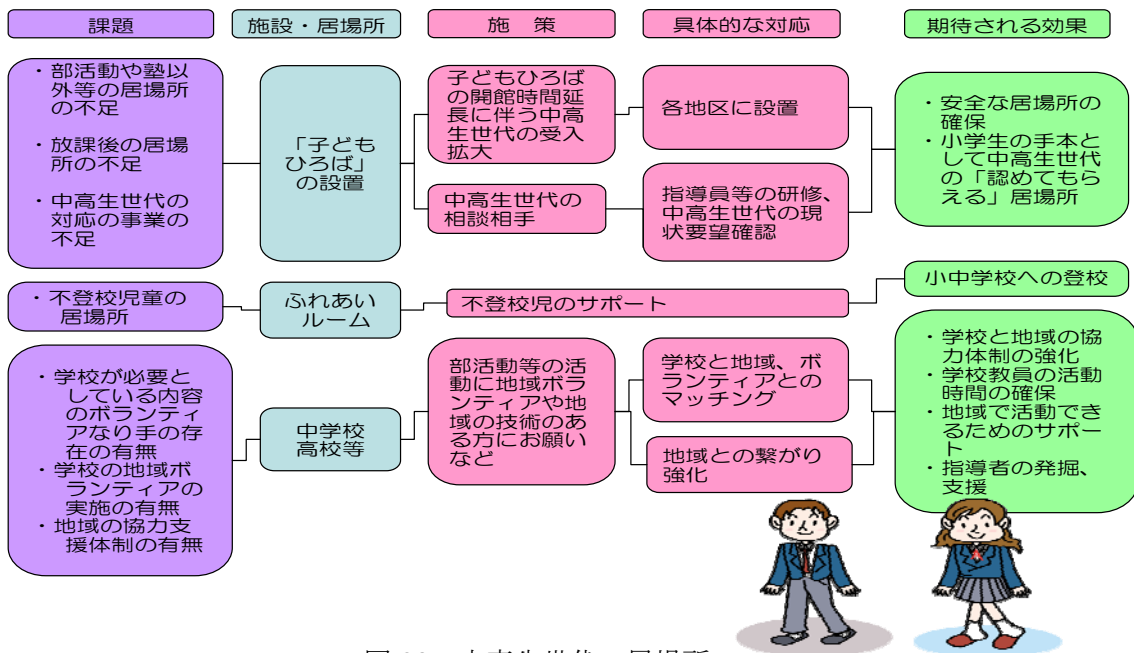


図 23. 中高生世代の居場所

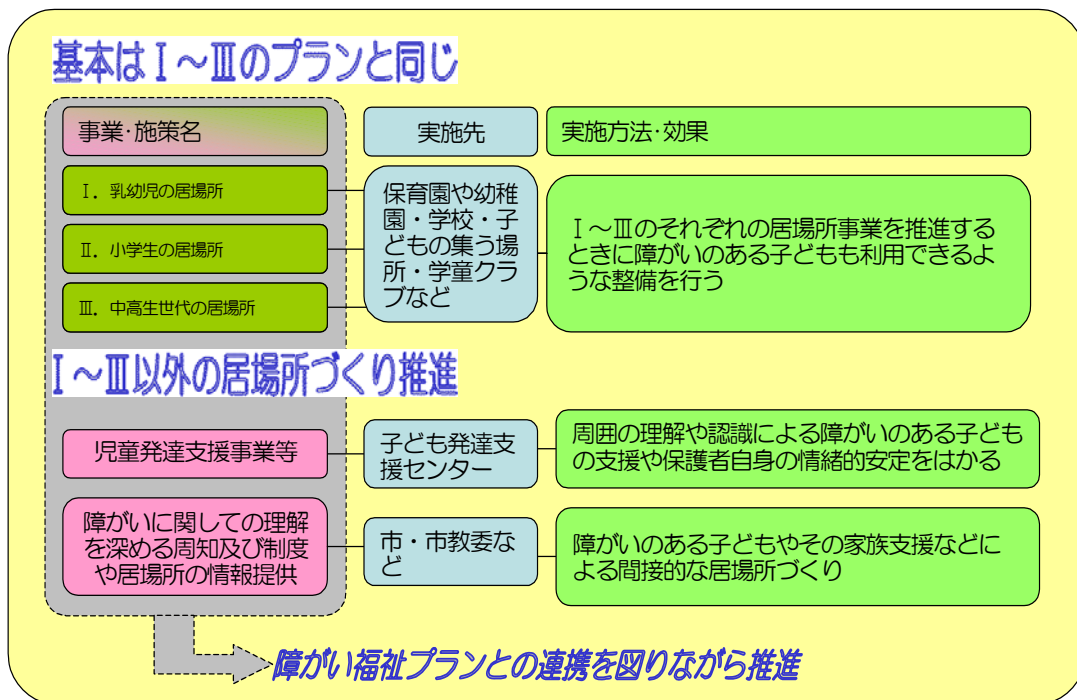
IV. 障がいのある子ども等の居場所

① 子どもひろば

障がいのある子どもと健常児を区別して居場所づくりを考えるのではなく、障がいのある子どもも健常児もすべての子ども達が安心・安全な居場所を確保することが重要です。

子どもの居場所として、前述したⅠ～Ⅲの居場所において「障がいのある子どもにとっても安心・安全な居場所として成立しているか」という視点が不可欠です。また、現在実施している事業についても障がいのある子どもの居場所としても展開できるよう検討していきます。

また、家庭の事情や児童虐待など社会的養護が必要な子ども達が人と人の信頼関係を遊びや学習等の中で築くこともできるよう検討していきます。



- 障がいの多様化などが進む中、関係機関が連携し子どもの居場所を検討します。
- 基本的にはⅠ～Ⅲの居場所が障がいのある子どもも利用できるよう運営に配慮し、保護者の居場所も検討します。

図 24. 障がいのある子どもの居場所

② 子ども発達支援センター

子ども発達支援センターでは、通所支援事業として、障がいのある子どもに日常的な基本動作の指導などを行う児童発達支援やケアされているご家族の一時的な休息と生活能力の向上を目的とした放課後デイサービスを提供しております。

本事業は、児童福祉法による利用契約に基づき、保護者の方と一緒に通所していただく療育指導を行っております。

③ 保護者の居場所

障がいのある子ども達の居場所のみならず保護者の居場所づくりも必要となります。周囲が児童や保護者に対して、暖かく見守り支援できるようになることが必要です。

【目標】

- ① I～Ⅲの居場所において障がいのある子ども等も利用できるように実施
- ②児童発達支援事業、私立幼稚園特別支援教育補助等の側面的支援の実施
- ③保護者の居場所づくりと周囲理解の助長

5 地域としての居場所と協力連携および周知

① 地域としての居場所づくり

地域としての居場所づくりは、通学合宿、コミュニティスクール、スポーツ活動など地域と行政がともに実施していく中で、地域の方々に子どもの居場所の現状と重要性を理解してもらい、子ども達の安全・安心な居場所の確保への活動等が、主体的に広がっていくことが必要です。

例えば、老人クラブや町内会、ボランティア等の協力で児童が安全に遊べるように公園での見守りや遊びの手助けをする事ができるプレイパーク事業など既存施設や組織等を活用しての居場所づくりを検討します。

また、現在町内会で行っている子ども会活動や、シニアサークル、地域で活動しているスポーツ少年団等の活動も居場所の1つとして機能を果たしていることから今後の活動が期待されます。

【目標】

- ① コミュニティスクールなどの実施促進
- ② 地域との連携

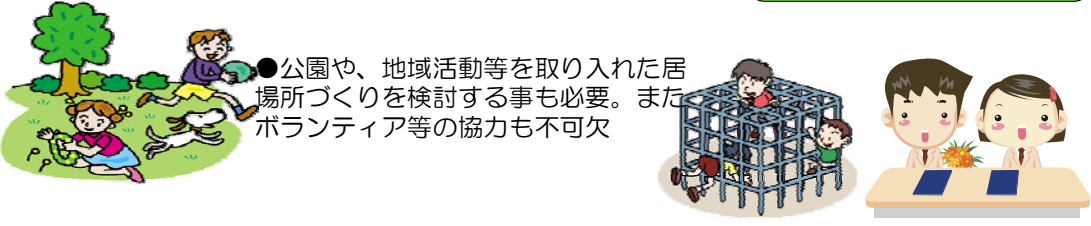
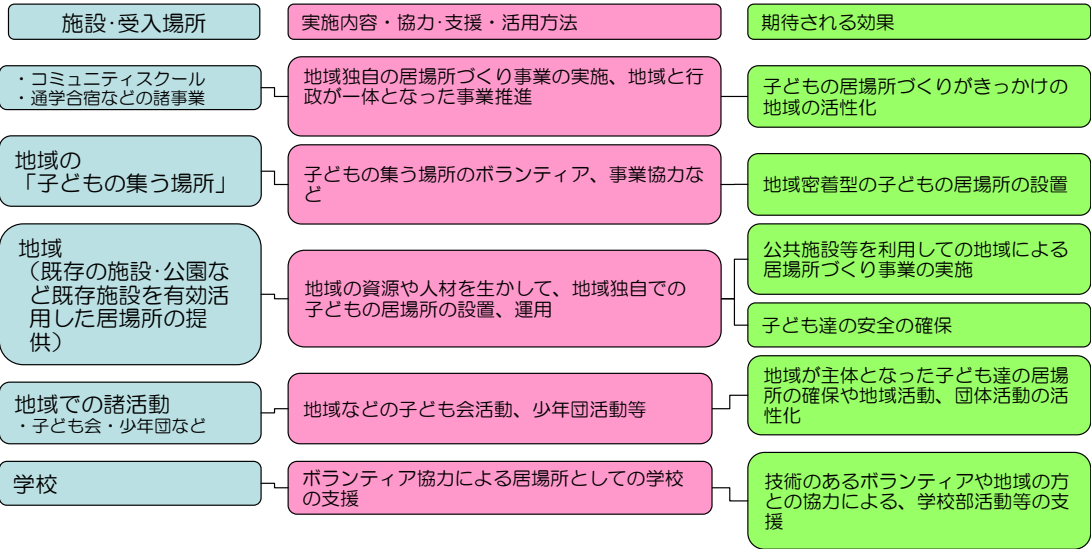


図 25. 地域による居場所づくり

② 協力・連携について

子どもの居場所づくりは、福祉担当部局（子ども未来室）と教育委員会部局が連携しながら推進することが必要です。現在、実施している事業などを中心に子どもの居場所づくりプランを推進していくとともに、他の関係部局の事業や連携協力を図りながらプランを進めていきます。

また、市では社会福祉審議会児童福祉専門部会などの意見を伺いながら、子どもの居場所づくりについて総合的な広い視点での意見聴取及び協力などを図っていきます。

さらに、行政内部の連携だけではなく、福祉や教育などの現場に携わる市民との意見交換のほか、保護者や地域の方の意見なども参考にして円滑なプランの推進を図っていきます。

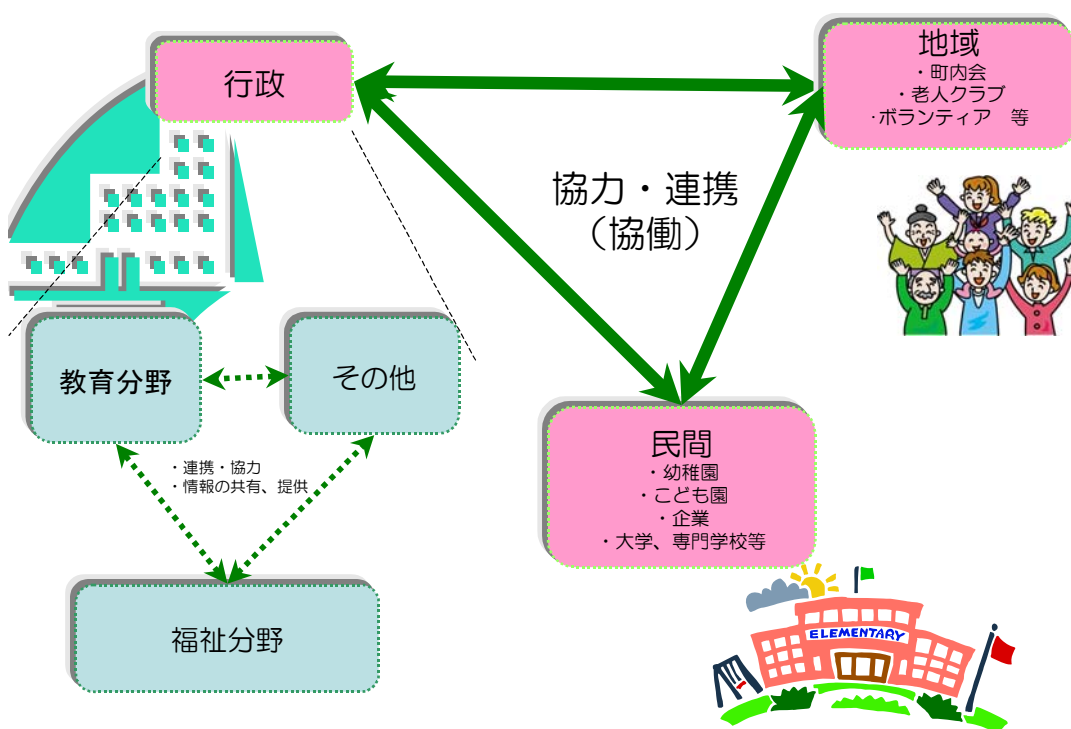


図 26. 協力・連携について

【目標】

- ① 子ども未来室⇄教育委員会の連携による事業の展開や情報交換、障がいのある子どもの更なる支援
- ② 行政外部との事業連携及び協力

③ 周知について

このプランを推進するにあたり、子ども達や保護者、市民への周知は欠かせません。子どもの居場所に関する情報のみならず、子育て施策や行事など、子どもに関する様々な情報の収集と発信を行う必要があります。

こうした情報を一元化し、子育てや子どもの居場所、子どもの事業やイベントなどの情報を集約し、体系や実施時期、対象年齢等ごとに情報を整理し、市役所窓口や子育て支援センター、子どもの集う場所、学校などを通じて周知していくとともに、ホームページなどの媒体を活用した情報発信が必要です。

【目標】

- ①情報収集の促進
- ②市内の子育て支援、教育、文化、保健などの情報を集約
- ③市外、近隣圏の子育て情報等の収集と分析
- ④乳幼児・児童生徒の居場所の体系化
- ⑤ホームページ、パンフレットなどでの一括配信



資料編

1. 恵庭市社会福祉審議会児童福祉専門部会

恵庭市社会福祉審議会条例

第1条 恵庭市における社会福祉の推進を図るため、恵庭市社会福祉審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(審議事項)

第2条 審議会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 市が策定する社会福祉の計画に関する事。
- (2) 市が実施する社会福祉事業の推進に関する事。
- (3) その他市長が社会福祉推進のため、必要と認める事項に関する事。

(組織)

第3条 審議会は、委員13名以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 知識及び経験を有する者
- (2) 関係機関又は団体の推薦する者
- (3) 公募で選考した者
- (4) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認めた者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(専門部会の設置等)

第7条 審議会に、次の専門部会を置くことができる。

- (1) 高齢者福祉・介護保険専門部会
 - (2) 障害者福祉専門部会
 - (3) 児童福祉専門部会
 - (4) その他市長が必要と認める専門部会
- 2 専門部会の委員は、13名以内とする。
 - 3 専門部会の委員は、会長が審議会の委員の中から指名する。
 - 4 前項の規定にかかわらず、市長は、専門部会の審議のために必要と認める場合は、専門部会の委員を委嘱することができる。
 - 5 専門部会の委員の任期は、市長が定める期間とする。
 - 6 専門部会に部会長及び副部会長を置く。
 - 7 部会長及び副部会長は、第3項の規定により指名された委員の互選により定める。
 - 8 専門部会は、審議会から付託された事項を審議し、部会長はその結果を会長に報告するものとする。
 - 9 その他専門部会の会議については、第5条及び前条の規定を準用する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

＜ 恵庭市社会福祉審議会児童福祉専門部会名簿 ＞

任期：平成23年7月21日～平成25年7月20日

| 区分 | 氏名 | 団体名 | 備考 |
|---------|--------|-------------------------|------|
| 指名委員 | 佐々木明美 | 北海道ハイテクノロジー専門学校非常勤講師 | |
| | 橋本由美 | 恵庭市教頭会（恵み野旭小学校教頭） | 部会長 |
| | 寺崎ケイ子 | 恵庭市地域女性連絡会事務局長 | 副部会長 |
| 児童・教育関係 | 大滝まり子 | 北海道文教大学人間科学部こども発達学科 教授 | |
| | 宮下栄次 | 恵庭市PTA連合会 会長 | |
| | 井内 聖 | 恵庭幼稚園 園長 | |
| 児童・福祉関係 | 亀石和代 | 主任児童委員 | |
| | 小酒井菜穂子 | 保育園父母会 代表 | |
| | 三串裕子 | 認定こども園つくし幼児園 園長 | |
| | 中村朋美 | わんぱく連合会 育児サークル 代表 | |
| | 笹島明美 | 子ども発達支援センター保護者会・スマイル 会長 | |
| 企業関係委員 | 北村さゆり | 恵庭商工会議所 常議員 | |
| 一般公募 | 赤坂和恵 | 公募委員 | |

2. 計画策定体制

（1）社会福祉審議会の開催

- ・平成23年 3月23日
- ・平成23年 5月27日
- ・平成23年 7月25日
- ・平成24年 2月13日
- ・平成24年 3月29日
- ・平成24年 8月30日

（2）社会福祉審議会児童福祉専門部会の開催

- ・平成23年 2月17日
- ・平成23年 7月21日
- ・平成23年 9月14日
- ・平成23年10月24日
- ・平成23年11月28日
- ・平成24年 3月27日
- ・平成24年 5月28日

（3）保健福祉推進会議（庁内）の開催

- ・平成23年 5月25日
- ・平成24年 1月17日
- ・平成24年 8月23日

（4）保護者、利用者（子どもたち）、学生、教育・福祉関係者、市民の意見反映

- 子どもの居場所づくりプランワーキング会議開催
 - ・平成23年7月26日、8月9日、8月23日
 - ・「恵庭市子どもの居場所づくりプランワーキング会議報告書（平成23年12月）受領
- パブリックコメント
 - ・平成24年7月2日～平成24年7月31日
- 恵庭市児童館を利用する子どもたちとの意見交換会開催
 - ・平成24年7月30日
 - ・27名参加

（5）厚生消防常任委員会の開催

- ・平成23年 6月23日～平成24年 8月 7日